

日本における企業システムの パラダイム転換

——21世紀に向けての素描——

上 田 義 朗

- I はじめに
- II 「平成不況」の構造的要因
- III 企業システムの構造改革：論理と現実
 - 1 株式相互持ち合いの解消
 - 2 規制緩和：「1940年体制」の改革
 - 3 改革の現実：2つのシナリオ
- IV 第3のシナリオ：望まれるパラダイム転換

I はじめに

1989年12月末（日経平均株価38,915円87銭）を頂点とする「バブル経済」の崩壊後、最近やや景気回復の兆候（企業収益の改善や従業員の新規採用増加など）がみられるものの、依然として「平成不況」が継続している。このような長期の経済不況を打開するために、これまでの日本における企業経営の「慣行」が見直されつつある。たとえば雇用関係に限って

1 本稿のオリジナルなアイデアは、1995年12月11日-14日の第6回 APROS (Austrian and Pacific Researchers in Organization Studies) 国際会議 (Cuernavaca, Mexico) における筆者の報告 (Recent Characteristics of The Corporate System in Japan) に含まれている。参加の機会を与えていただいた方々とコメントを賜った出席者に感謝したい。

見ても、年功賃金の廃止（年俸制の導入や能力給・業績給の重視）、新入社員の通年採用、終身雇用制の崩壊（「リストラ」もしくは退職奨励の実施）などが即座に列挙できる。これらは「日本型経営」の一部を構成していたのだが、その変更・改革が始められた。

そういった変化を正当化するために、今日の日本経済が大きな「曲がり角」であるという観点から、市場経済メカニズムの強化および規制緩和の必要性が財界や学界（主に経済学者・エコノミスト）によって主張されている。これは、今日までの経済成長を支えてきた日本の企業システム（企業体制または経済社会構造と言ってもよい）を構造的に改革することを意味しており、まさに「パラダイム転換」と呼ぶに値する。

本稿では、これらの主張・提言・改革案の論点のいくつかを整理し、日本の企業システムの将来像または展望に関する筆者の見解が素描される。このような問題については、すでに拙稿4編で断片的に議論したことがある²。そこで本稿の目的は、それらを再構成することによって、その主張を明示化することである。

Ⅱ 「平成不況」の構造的要因

「平成不況」の対策として、さまざまな改革案が提起されたとすれば、まず最初に不況の原因から議論を始めなければならない。その要因の中に改革案の論点が含まれているからである。

エコノミストの中でも強気の人々は、すでに数年前から「バブル期の生産過剰に伴う在庫調整が進めば、景気は回復する」と主張してきた。さらに景気回復のために超低金利政策が続行されてきた。それにもかかわらず景気は低迷している。このことは、循環的な要因による景気変動だけが現

2 上田 [6]・[7]・[8]・[9]。

在の不況の原因ではないことを意味している。それでは、そのほかの要因に何があるのかということが問題になる。³

そこで指摘される要因の第1は、「バブル経済」の崩壊による地価と株価の下落が、企業の「含み資産」を収縮させたことである。企業が所有する株式や土地の取得原価（簿価）と現在価値（時価）は一般に相違している。株価・地価が上昇している場合には、時価と簿価の間に計算上の値上がり利益（「含み益」）が存在していた。このような利益を含む資産を「含み資産」と呼び、金融機関から企業が融資を受けるときの実質上の担保としての役割を果たしてきた。またたとえば、多くの企業は簿価の株式を時価で売却し、それと同時に時価で買い戻すこと（「クロス売買」）によって「含み益」を顕在化させてきた。このような「益出し」は決算対策として行われ、企業利益の安定化に寄与してきた。

地価と株価の下落は、このような「含み資産」を収縮させた。景気停滞期の営業利益の減少に加えて、この「含み益」の減少は企業の投資意欲を減退させる。その理由のひとつは、投資リスクを「含み益」によって十分に吸収できない懸念があるためである。さらに「バブル期」に取得された土地や株式の価値下落は「含み損」を発生させており、企業のみならず個人の資産家・投資家の消費性向および投資意欲を心理的に低下させている。

さらに株価・地価の下落は、金融機関が所有する担保価値の下落を意味する。それが金融機関に不良債権を発生させる原因のひとつとなっている。この不良債権を償却するまで金融機関の融資は慎重になり、信用逼迫（ひっぱく）を招く。そのことも景気回復の足を引っ張っていると考えられる。ここで第2の要因として、第1の要因と相互に関連しているけれど

3 日本企業による「含み資産」に基づく経済運営のメカニズムや、今日の企業経営の事実認識については、日経〔2〕を参照した。それに加えて日本経済の現状については、平成7年版『経済白書』・『中小企業白書』などを参考にしている。

も、金融機関の不良債権そして信用逼迫を指摘することができる。このような金融的要因が循環的要因と合わさった不況が、周知のように「複合不況」と命名された⁴。

第3の要因は、1985年の「プラザ合意」以降の「円高」傾向が、バブル経済以後も継続したことである。特に1995年4月には1ドル70円台の水準にまで円高が進んだ。円高による輸出品価格の上昇に対応するために、さらなる国内生産のコスト削減が追求され、労働コストの抑制を目的とする「リストラ」が進行した。さらに国内製造業の海外移転によって「産業空洞化」の懸念が表明されている。これらのことは国内の雇用水準を低下させる。

他方、円高による輸入品価格の下落を契機にして国内商品の低価格化が進み、いわゆる「価格破壊」がもたらされた。消費財の価格下落は消費者には歓迎されるが、他方、生産財・中間財を含めた国内製造企業は価格競争の激化を余儀なくされる。このことは、従来からの長期的・固定的な取引関係（いわゆる系列）の見直しをもたらし、下請け中小企業の仕事を奪う場合がある。そしてやはりコスト削減のための「リストラ」や「産業空洞化」を推進することになる。このような雇用不安は国民の消費意欲を減退させるし、さらなる円高に対する懸念は企業の国内投資意欲を慎重にさせる。

第4の要因は、長期的に見て産業構造の転換期を日本経済が迎えていることである。これまでの高度経済成長の原動力であった加工組立型産業（その代表は自動車や家庭用電気機器）の国内市場が成熟化し、これ以上の市場拡大が期待できなくなった。さらにこういった産業は、前述のような「円高」に対処するために海外生産を積極的に進め、国内での新たな雇

4 宮崎 [1]。この信用逼迫が不況の原因であるとする見解には、いくつかの反論が存在している。たとえば野口 [3] 216-217 ページ。この是非については別に検討が必要である。

用を創出しない。これに代わって高成長が期待できる情報・通信・サービス・医療といった新興産業の発展には、しばらく時間が必要である。このタイムラグが不況を長引かせる原因と考えられる。経済成長を支えてきた主要産業が交代する「踊り場」の段階を日本経済は迎えているのである。円高を要因とする「リストラ」や「産業空洞化」によって発生した余剰労働力を吸収するであろう新興産業が、未だ本格的な成長産業に育っていない。このように第4と第3の要因は関連している。

以上4つの要因は、第1に「含み資産収縮」、第2に「信用逼迫」、第3に「円高」、第4に「産業構造の転換」と特徴づけることができる。そして第1と第2および第3と第4の要因の関連性を指摘した。通常の景気変動の循環的要因に加えてこれら4つの要因が、それぞれの影響力の強弱はともかく、現在の不況を長引かせている主要な原因とみなされる。そしてこれら4つは、いずれも日本経済における企業システムの構造的な特徴から生まれている。したがって不況脱出のためには、換言すれば「バブル経済」以降の日本経済の新たな成長のためには、その構造改革が必要と主張される。それでは、その構造と改革はどのようなものなのであろうか。

Ⅲ 企業システムの構造改革：論理と現実

1 株式相互持ち合いの解消

第1と第2の要因は、ひとまず地価下落の問題を捨象して単純化すれば、いずれも企業が企業の株式を所有することに起因している。すなわち、株式所有構造における日本的な特徴である「株式相互持ち合い」が「平成不況」の構造的要因のひとつと指摘できる⁵。

5 株式相互持ち合いについての従来の論点の整理や参考文献は、上田〔6〕・〔7〕。

たとえば三菱商事と三菱銀行が株式を持ち合っている場合を考える。まず最初に三菱銀行の株価が下落したとする。すると三菱商事が所有する三菱銀行の株式価値も下落する。そのことは三菱商事の「含み資産」を収縮させ、三菱商事の株価を下落させる方向に作用する。三菱商事の株価が下落すると、今度は三菱商事の株式を所有する三菱銀行の「含み資産」が減少する。このことは三菱銀行の株価をさらに下落させる原因になる。株式持ち合いは、このような「悪循環」の連結環としての役割を果たしている⁶。もちろんその反対に株価の上昇局面では、株式持ち合いによって相互の「含み資産」が増加するので、過度に株価が上昇する原因になる。これらのことは、株式市場を通しての企業評価の過剰反応を株式持ち合いがもたらすことを意味している。

株式を持ち合っている複数の企業は、それぞれが相互に安定株主としての機能を果たし、乗っ取りを防止することができた。この安定株主の存在によって市場に流通する浮動株が減少する。このために株式の供給不足となり、高株価が維持されてきた。換言すれば、発行株式総数よりも少ない「浮動株」の売買に依拠した株価水準は、その企業を過大評価している。バブル期に比べて日本の株価が下落したと言っても、依然として株価収益率（PER）は世界の水準よりも日本がはるかに高い⁷。今日のような景気後退の局面においてすら割高感のある日本株が、本格的に反騰するのは容易でないとと思われる⁸。

6 このメカニズムが実際にどの程度まで機能するかどうかは、各企業における株式所有に伴う「含み資産」の相対的な重要度と、それに対する投資家の判断に依存するであろう。ここでの議論はあくまでも仮説例である。

7 PER 10-20 倍が世界の常識であるにもかかわらず、バブル崩壊後も日本は 50 倍以上である（日経 [2], 241 ページ）。

8 浮動株が少ないために日本の株価は相対的に敏感に反騰する。もしそうだとすれば、短期売買によるキャピタルゲインを求める投資家にとって日本市場は適している。しかしそれは、「マネーゲームセンター」としての役割を日本市場が果たすということにすぎない。専門家や投機家しか参入できない市場では、

株式持ち合いが株価に及ぼす影響として、以上の2点が指摘できる。前者は、それが企業それ自体の評価を過大もしくは過小にするということである。後者は、株式市場の需給関係においてそれが供給を過小にするということであり、直接的に株価を高める効果がある。これらは要するに、株式持ち合いによって市場構造がゆがめられているために、市場メカニズムを通して決定される本来の株価水準から現実の株価が乖離していることを意味している。株価が、企業の収益性や将来性を反映すべき指標である限り、企業支配権の安定を目的とする株式持ち合いは、その指標の攪乱（かくらん）要因となっている。

このような意味で、日本独特の株式所有構造である株式持ち合いの解消または禁止という主張が必然的に生まれてくる。株式持ち合いという日本の特殊性を解消し、欧米の資本市場と同等の市場構造を形成しようとする意図である。もっとも、これまでも株式相互持ち合いについて、それが「紙のやりとり」にしかすぎず、株式会社法における「資本充実ないし資本維持の原則」を害すると批判されてきた。またそれが「無責任経営」もしくは「なれ合い経営」の元凶であると指摘された。これらは正当な主張であるにもかかわらず、すでに説明したような「乗っ取り防止」や「高株価」という企業に好都合の効果をもつために、株式持ち合いの解消・禁止の実施にまで至らなかったように思われる。

しかし今日、日本の金融・資本市場の国際化をさらに推進するという意

なく、広く一般大衆の投資家から信頼される株価形成がなされる市場を日本はめざすべきである。それが、株式市場に賦与された本来の役割だからである。

9 現実の株式市場に対する影響を考えれば、後者のために株価水準は割高になっているが、前者のために上昇の足が引つ張られている状態のように思われる。また今後の上昇局面でも、バブル後に「塩漬け」された株式の売却が順になされ、平坦な登り調子は困難なように思われる。こういう時期だからこそ、本稿で議論している株式持ち合いの解消・禁止という株式市場の抜本的な構造改革（いわば「外科的な手術」）が求められていると筆者には思われる。

10 株式持ち合い批判については、奥村〔5〕の第5章。

味において、その市場メカニズムの均質化・同質化は不可欠である。したがって株式持ち合いという日本市場の特殊性を解消するというのは、まさに歴史的な要請・必然である。さらに今回のバブル崩壊によって、その弊害が前述のように明白になってきた。事実、これまで「クロス売買」による「益出し」によって企業は株式を買い戻していたのであるが、最近では資金的な余裕がなくなり、買い戻しをしない「売り切り」がみられるようになってきた。すなわち「株式持ち合いは新たに拡大再生産されるのではなく、企業は過去の遺産を食いつぶしながらし崩し的に持ち合いの解消に向かいつつある¹¹」と指摘できる。

以上で議論したように、株式持ち合いの解消・禁止は当面の課題となって当然である。そしてその実現のためには、持ち合い株式の「受け皿」が必要とされる。このような意味で、その「受け皿」として「自社株取得の緩和」（すでに実施されている）や「純粋持ち株会社の解禁」（次期国会で法案提出か？）が主張されるのであれば、その主張に論理的な整合性を認めざるをえない¹²。しかし現実には、株式持ち合いが温存され、その「受け

11 日経 [2] 216 ページ。より具体的に、前述の三菱商事と三菱銀行の株式持ち合いが一部解消されている。「三菱商事は、三菱銀行株 452 万株、東京銀行株 298 万株などで合計 580 億円の株式売却益を出した。800 億円にもものぼる特別損失の穴埋めに充てるためだが、三菱商事側は「親しい銀行に了解を得て売却した。あくまで一時的措置」と説明している。これに対し、両行も三菱商事株をそれぞれ 300 万株売却した」（同上、30 ページ）。このように旧財閥系企業集団の内部ですら、株式持ち合い解消の兆候は見られている。しかしながら、上田 [7] で指摘したように、住友企業集団では株式持ち合い比率の水準は長期的に安定しており、その比率の減少は傾向的というよりも循環的であると思われる。したがって今後、株式持ち合いが自然に解消されていくという見解には賛成できない。本稿で筆者が主張したいことは、それが論理的に考えて解消されるべきであるし、そのことが企業の論理から考えても望ましいという状況が生まれているということである。

12 持ち合われている自社株式をその会社が一時的に取得し、それを徐々に従業員持株会や機関投資家に売却したり、株式それ自体を消却することによって株主資本利益率（ROE）を高めたりすることが考えられる。また、純粋持ち株会社の解禁によって、株式持ち合いに代替する「乗っ取り防止」の手段を用意することも考えられる。株式持ち合いの解消・禁止を具体的に実現するためには、

皿」だけが先に用意される。これは本末転倒である。

2 規制緩和：「1940年体制」の改革

「平成不況」の第3・第4の要因として「円高」と「産業構造の転換」が説明された。日本経済の成長をこれまで主導してきた加工組立型産業の企業が輸出を伸ばし、それが多額の貿易黒字を生み、そのことが円高に大きく寄与してきた。その円高が、そういった企業のコスト削減や海外直接投資を促し、産業空洞化（国内における雇用・技術の喪失）が危惧されている。

相互に関連するこれら2つの不況要因の根本的な対策として、原材料の輸入・加工そして製品輸出によって外貨を獲得するという従来の経済発展過程の変更が必要とされる。これはまさに日本経済の構造的改革である。そしてその改革を推進するために「規制緩和」が強調される。規制緩和によって国内需要の拡大、輸入の促進、新興産業の育成が期待され、その結果として円高の抑制、貿易収支の均衡化、雇用の創造がもたらされる。さらに日本独特の規制は、日本市場の閉鎖性を意味するとみなされ、外国企業の参入障壁となるだけでなく、日本企業を外国に逃避させてしまう。したがって国際的な観点から、均質な市場メカニズム・競争原理を機能させるためにも規制緩和が求められている¹³。

規制緩和の必要性は以上のような論理で一般に説明される。さらに野口悠紀雄氏は、これまでの規制に依拠した日本の経済体制の源流を「1940年体制」と命名し、その体制が戦前・戦後を通して継続していると指摘す

▼ このようなことが容認されてもよいと筆者は考えている。

13 規制緩和を推進する主張の端緒は1986年の「前川レポート」であり、その後1993年の「平岩報告」に引き継がれた（日経〔2〕512-520ページ）。また規制に対して最も敏感に反応すると思われる国際資本市場の動向を見れば、日本における「金融の空洞化」が深刻化していると指摘される（同上、491-492ページ）。

¹⁴る。「1940年体制」とは、筆者の理解によれば、1938年に制定された「国家総動員法」を中心とする一連の法律・制度のことであり、1941年に始まる太平洋戦争の遂行をも想定した戦時経済体制のことである。野口氏によれば、¹⁵「この体制の基本的な理念として生産優先主義と競争否定があり、「これらが現在に至るまで大きな影響力をもっていること」が指摘される。そして「それらを克服できなければ、「消費者優先社会」や「規制緩和」は実現できないだろう」とみなされる。

1945年の敗戦によって「戦争遂行」という政府目標は失われた。しかし、そのための戦時体制は敗戦後も維持され、それに代わる政府目標として「経済成長」が設定された。政府・国民・企業はその目標達成のために一丸となってこれまで努力してきた。その結果が、奇跡的な高度経済成長であり、今日の経済的「繁栄」である。日本は第2次世界大戦で敗者となったが、その後の「経済戦争」では勝者となった。もちろん軍事戦争と経済戦争ではその目標と内容は異なるけれども、共通しているのは「国家総動員」で「戦争」を遂行してきたということである。

このように考えれば、戦後の経済戦争における日本の勝利は当然の結果である。欧米企業が平和時の民間組織であるのに対して、日本企業は戦時下の軍隊組織とみなされるからである。「過労死」という「戦死」の危険にさらされながらも、日本の「企業戦士」は会社のための戦闘に熱中してきた。換言すれば、戦時中の滅私奉公というような国家優先の国民意識が、戦後は会社での活動を個人生活に優先させる「会社人間」に受け継がれている。これは国民が自発的にそうしたというよりも、そのように誘導・教育されたとみなすべきであろう。

すなわち「1940年体制」において、制度の連続性よりも「さらに重要

14 野口〔4〕。日経〔2〕502-503ページも参照。

15 野口〔4〕vi-viiページ。

なのは、官僚や企業人の意識の連続性である¹⁶。官僚・企業人に保守党政治家を加えた政官財の「支配層」が、できうる限り戦前の体制を戦後にもち越そうとした結果、「1940年体制」が今日まで継続してきたと考えられる。

歴史的な事実として、昭和天皇は戦後も在位し続けたし、戦争犯罪人の容疑で入獄した岸信介氏はその後首相になった。「従軍慰安婦」に対する謝罪問題は戦後50年になっても解決できていないし、日本の侵略戦争を認めたがらない日本人が少なからず存在している。「男女雇用機会均等法」が制定(1985年)されて10年が経過したが、職場での男女差別は解消せず、「男は仕事、女は家庭」という意識が根強く残っている¹⁷。

さらに戦後の財閥解体にもかかわらず、旧財閥のひとつである三菱の傘下企業の首脳は秘密会をもち続けた。三菱企業集団の社長会である「金曜会」は、戦前の「三菱協議会」から始まり、戦後の「社長懇談会」を経て今日に至っている。三菱の社長会組織は、公然・非公然の相違はあるものの、戦前・戦後を一貫して存在し続けた¹⁸。

産業構造の転換を円滑に推進するためには、成長が見込める新興産業の育成が必要である。それは個々人の自由で独創的な発想が要求されるのであって、ある特定の目標を総動員で遂行する「1940年体制」には適合し

16 同上, iiiページ。

17 上田〔8〕第7巻第2号では、市場競争原理を機能させるためには、性差別があってはならないこと、しかしそれがさらなる職場での競争強化をもたらすことなどが指摘された。

18 三菱の社長会が継続した理由は、三菱本社の岩崎小弥太氏が財閥解体に抵抗して述べたように、「国策の命ずるところにしたがひ、国民として当然なすべき義務に全力を尽くしたものであって、省みて恥ずるところはない」という責任転嫁の意識が企業側にあったからである。この発言には、日本の戦争遂行に財閥が積極的に協力したという反省もなければ、戦後の経済民主化についての理解もない。ただ三菱という「名門」に対する自負心のみを感じさせる。そして今日の社長会が、そういった意識の延長上にあるとすれば、それこそを時代錯誤というのである。上田〔6〕124・125・133ページを参照。

ない。また「1940年体制」は、国民および企業の保守的・協調的な意識の温床となり、規制緩和の本来の目的である市場メカニズム・競争原理を活性化するための障害となる。市場競争の参加者に求められる行動原理は、個性・創造性・自主性・自己責任といったキーワードだからである。

3 改革の現実：2つのシナリオ

以上で議論された2つの構造改革は、いずれも日本における市場メカニズムや競争原理の正常化・活性化を目的としている。したがって日本経済を改革する指針として市場競争原理を導入・強化するという点で両者は共通している。日本の企業システムの転換の第1のシナリオは、このような「リベラル（liberal）路線」である。前述の野口氏を始めとするエコノミストの多数は、このシナリオを描いていると思われる。そしてそれは論理的な一貫性をもっている。

野口氏は指摘する。「規制緩和はムード的に語られている面が強い。また、規制緩和がしばしば「即効性のある景気対策」と位置付けられることは、この問題に関する認識の浅さを如実に示している。財界からの規制緩和要求にいたっては、単に事業活動の制約になる官庁の許認可を取り払ってほしいという程度のも人が多い。規制緩和によって大量の失業が発生する可能性を考えれば、これは、本来はきわめて厳しい内容をもった政策なのである」¹⁹と。

そうであるにもかかわらず、このような財界からの要求が実現されていく可能性が高いように思われる。それはシナリオというような筋書きがあるのではなく、既存の企業システムの都合のよいところを温存する一方、ビジネスチャンスの拡大や経営効率化のための規制緩和を強く要求し、それが少しでも実現できれば可とするような「ご都合主義」もしくは「便宜

19. 野口[4] 150ページ。

主義」である。ひとまず第2のシナリオとしてこれを「オポチュニスト (opportunistic) 路線」と命名しておこう。この路線は、第1の「リベラル路線」の論理をしばしば援用し、自らの主張を正当化しようとするが、基本的には「1940年体制」の維持を前提としている。

たとえば大企業の経営者の多くは、自社の労働者・従業員に対して、これからの国際社会において競争原理の強化が求められていることを説く。終身雇用や年功賃金といった集团的・協調的な雇用制度は過去の遺物であり、専門家 (プロフェッショナル) としての能力や実績が評価の対象になるという。その典型は年俸制の導入である。より高い年俸を求めて転職が当たり前になり、中途採用も恒例化する。いわば米国型の競争原理の導入が日本企業の今後の進路とされる。まさに第1の「リベラル路線」の主張である。

このような経営パラダイムの変革を社員に求めるならば、経営者自身が最初に変革を実践しなければならない。株式持ち合いをまず解消し、それに基づく「なれ合い経営」や「無責任経営」から脱却する。そのことによって、経営者としての自己責任が明確にされ、専門経営者としての能力や実績、企業家としての創造性や個性が株主によって評価される。このようなことがなされてこそ、第1のシナリオが完結する。

しかし現実には、社員に競争強化・経営効率化を求めるのに対して、経営者自身は協調的な安定株主に依拠することによって自らの地位に安住しているのではないか。官庁からの「天下り」を受け入れ、保守党への企業献金が継続される。このような旧態依然とした政官財の癒着構造から、活力ある競争社会が生まれるようには思われない。

これらのことを考慮すれば、第2のシナリオは、パラダイム転換や構造改革というような理念を含んでおらず、ホワイトカラー層の生産性向上・合理化促進のための方便であるとみなされる。さらに最近の景気回復の兆

候は、構造改革が必要であるという主張を弱める可能性がある。第1のシナリオでは、市場競争原理の活性化と規制緩和が、これからの21世紀の日本経済には不可欠であるという論理なのであるが、第2のシナリオでは、それらが当面の不況から脱出するための対策としか認識されていない。もしそうだとすれば、今後の景気回復とともに第1と第2のシナリオは対立を深めることになるであろう。そして結局、両者のシナリオの中で最後まで残される役割は、賃金切り下げ・労働強化・雇用不安ということになるかもしれない。

IV 第3のシナリオ：望まれるパラダイム転換

ここで注意をしなければならないのは、第1と第2のシナリオの共通点である。これらのシナリオは、いずれも労働者に対して競争圧力を高める効果をもつと考えられる。第1のシナリオでは、企業間の競争や経営者間の競争も促進することになるが、第2のシナリオでは、企業間・経営者間の協調・相互依存関係は維持されるだろう。このような相違はあるものの、社内の労働者にとっては共通して競争から生じるストレスが高まることになる。特に指摘しなければならないことは、第2のシナリオが、従来からの企業システムにおける経営合理化・労働コスト削減の「新版」といった性格をもっているのに対して、第1のシナリオは、企業システムのパラダイム自体を競争型に転換するという文字通りの構造改革の性格をもっているということである。そして両者は、いずれにしても経済成長を最優先にする発想から転換していないように思われる。

第1のシナリオは、これまでの「1940年体制」が「経済戦争」の「近代化」に対応しなくなりつつあるので、新しい競争的な体制を構築しようとするものであり、基本的に経済戦争の遂行に反対しているわけではな

い。そこで主張される市場競争原理の活性化は、これまで以上に労働者に対してコスト削減や「リストラ」を強要するようになる。第1のリベラル路線は戦時経済体制の改革を主張するが、戦後の経済戦争は継続して遂行することを前提としている。第2のオポチュニスト路線は、戦時経済体制の継続を反省せず、それに基づいた経済戦争を何とか続行したいと考えている。このように考えれば、戦後の「経済戦争」それ自体の終結を主張する第3のシナリオが検討されてもよいのではないだろうか。

通常、このような文脈の中での第3のシナリオは、企業に対する政府の規制強化を主張する内容になりがちである。いわゆる「社会主義」的な計画経済が、資本主義的な市場経済の対局としてこれまで議論されてきたからである。しかし今日、「社会主義国」を自称する中国やベトナムの市場経済化の現状を想起すれば、また中央集権的な計画経済が破綻したソ連を想起すれば、最初から政府規制を前提とするシナリオが有効に機能するようには思われない。ここで主張したい第3のシナリオは、政府の政策目標の転換である。すなわち、経済成長の優先順位を下げ、国民生活全般の向上を最優先にする「ヒューマニティ (humanity) 路線」である。そしてその路線を推進するためには、政府規制の強化と市場競争原理 (規制緩和) を時と場合で併用することが望ましいと筆者は考えている。ここでは簡単なスケッチしかできないのだが、市場メカニズムか政府規制かという「二分法」の考え方を筆者は採用しない。それが、どのような目的のためになされるかという判断基準が重要である。

20 企業に対して一定の行動を強制・誘導するとき、その手段には政府規制と国民運動の2つがあるように思われる。前者は、政府が法律的に規制・強制する方法であり、後者は、消費者運動・住民訴訟・株主代表訴訟・労働組合運動といった方法である。規制緩和という場合には前者の比重が軽くなるのであるが、後者の手段は国民の裁量に依存している。両者は相互に作用・規定し合うが、果たして日本の現実はどうであろうか。それぞれの国の政治的な関心度や、民主主義の進展の度合いによって両者の組み合わせが決まると考えられる。このような検討も、それぞれのシナリオの実行過程で必要であろう。

別稿で議論されたように、これまでの政治発展論について次の5つの政策目標の優先順位によって、その国の発展段階の特徴が指摘できる。²¹①経済成長、②富＝所得の平等、③民主化、④政治的安定、⑤外国からの自立。たとえばベトナムでは「外国からの自立」を最優先にしたし、韓国では独裁政権による「政治的安定」に基づく「経済成長」を優先し、最近になって「民主化」が進展した。このように考えれば、これまでの日本は間違いなく「経済成長」を最優先の政策目標にしてきた。

その経済成長という政策目標が、「バブル経済」崩壊後の今日にこそ再検討されてもよいのではないか。そして実際問題として、これまでのような経済成長が実現不可能になったのではないか。そのような状況において、規制緩和による市場競争原理の強化という第1のシナリオは、これまでの経済成長という政策目標を踏襲し、すでに存在している米国型モデルを代替させているだけの主張とも考えられる。政策目標それ自体を再検討するという観点からは、たとえば「日米安保条約」の意義が再検討され、「外国からの自立」という目標が議論されてもよいし、職場における男女差別解消といったさらなる「民主化」の進展が政策目標とされてもよい。このような意味で、経済的な意味に限定されない「1940年体制」の根本的な改革が検討されなければならない。この体制が生む国民意識にまで改革の対象を広げるべきである。経済成長を最優先にする政策目標は、もうそろそろ優先順位を下げてよいのではないかとというのが筆者の率直な考えである。

このような第3のシナリオは、経済成長優先ではない21世紀の日本の方向性を検討しようとする。そしてまた、経済のみならず民主主義・平和・自然環境・平等・文化といった側面からの発展を重要な目標とする。企業側のオポチュニスト路線に乗った経済優先政策は、企業に過度の利潤を

21 上田 [9] を参照。

蓄積させるだけである。労働者の犠牲を伴う「リストラ」の効果で企業収益が回復したというような事態に対して、「先進国」日本は対案をもたないであろうか。これでは、まさに「企業さかえて、民ほろぶ」である。

参考文献

- [1] 宮崎義一『複合不況』中央公論社, 1992年。
- [2] 日本経済新聞社編『ゼミナール現代企業入門 (第2版)』日本経済新聞社, 1995年。
- [3] 野口悠紀雄『バブルの経済学: 日本経済に何が起こったのか』日本経済新聞社, 1992年。
- [4] 同上『1941年体制: さらば「戦時経済」』東洋経済新報社, 1995年。
- [5] 奥村宏『新版・法人資本主義の構造』社会思想社, 1991年。
- [6] 上田義朗「6大企業集団における社長会の意義」(現代企業研究会編『日本の企業間関係』中央経済社, 1994年) 115-140 ページ。
- [7] 同上「株式持ち合い比率の長期的動向: 日本の株式会社支配の現状と展望」(角野信夫・生駒道弘編『現代株式会社と経営財務』文真堂, 1995年), 126-143 ページ。
- [8] 同上「日本企業における女性経営者の一般的属性と経営理念: その予備的考察(上・下)」『流通科学大学論集』(流通科学大学学術研究会) 第7巻第2号, 1995年3月, 25-42 ページ, 第8巻第1号, 1995年9月, 27-42 ページ。
- [9] 同上「ベトナムにおける経済環境と企業経営: 「ベトナム型」経済成長の可能性」『証券経済』(日本証券経済研究所) 第194号, 1996年, 73-100 ページ。